

令和元年第3回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

押印掲載  
を省略

1 日時 令和元年 8 月 8 日 (木) 15 時 00 分～ 16 時 50 分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎 2 階 第三委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50 音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長 大泉 新一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長 大場 剛典

財政局 財政部 契約課 管理係長 岡部 圭子

都市整備局 参事兼技術管理室長 太田 進

水道局 総務部 企画財務課長 吉田 勝彦

水道局 総務部 企画財務課 契約係長 根本 大助

水道局 給水部 計画課 技術管理係長 瀬良 利明

水道局 給水部 南管路整備課長 相澤 正徳

水道局 給水部 南管路整備課 工事第一係長 熊谷 善弘

水道局 給水部 南管路整備課 工事第二係長 早坂 伴浩

交通局 総務部 財務課長 中島 大樹

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長 千葉 和宏

## 5 会議の経過

### 【1】開会

### 【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

#### (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P. 2～P. 23) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P. 24) に基づき報告。

### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

| 論点等       | 発言者 | 発言内容   |
|-----------|-----|--|
| 工事契約の状況   | 事務局 | <p>今回の報告は、平成 31 年 1 月 1 日～3 月 31 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 117 件である。昨年同期は 97 件であり、総契約件数としては 20 件増加しているものの、大幅な変動はなかった。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は市長部局 1 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 103 件で、内訳は市長部局 77 件、水道局 14 件、交通局 5 件、ガス局 7 件である。</p> <p>指名競争入札は 2 件で、内訳は市長部局 1 件、水道局 1 件である。</p> <p>随意契約は 11 件で、内訳は市長部局 7 件、交通局 3 件、ガス局 1 件である。</p> <p>(資料 P. 1～P. 23 参照)</p> |
| 指名停止の運用状況 | 事務局 | <p>今回の報告に係る期間(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日)における指名停止案件は 2 件、2 社である。</p> <p>No.1 は、赤坂建設(株)である。指名停止事由は、本市発注の「仙台市太白消防署訓練塔改築工事」において、施工管理、工程管理及び出来形が共に粗雑だったことにより、工事成績調書の評定点が著しく低く基準以下であったもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「過失による粗雑工事」に該当することから、指名停止期間を 1 ヶ月としたものである。</p> <p>No.2 は、セルコホーム(株)である。指名停止事由は、登米市発注の児童館新築工事の条件付き一般競争入札において、同社の法人営業部長が公契約関係</p>                                       |

|                                 |     |  |
|---------------------------------|-----|--|
|                                 |     | 競売等妨害の容疑で逮捕、起訴されたものである。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「公契約関係競売等妨害又は談合」に該当することから指名停止期間を6ヶ月としたものである。<br>(資料 P. 24 参照)  |
| 指名停止要綱と要綱実施要領との指名停止期間の扱いの違いについて | 委員  | No.1 の案件では、資料では指名停止要綱の措置要件第2号に該当するとして指名停止期間が1ヶ月と記載されている。しかし、指名停止要綱では同要件に該当する場合は「2月以上6月以下」となっており、期間が適合しないが何故か。<br>また、工事成績調書の評定点が55点となっているが、この点数は要綱実施要領の第5条の別表では指名停止1月となっている。要綱とそれを補足する実施要領では、要綱が優先すると思うが、今回は要綱に定める期間から外れているがこれはどうしてか。 |
|                                 | 事務局 | 本来の規程の扱いとしてはご指摘の通りであるが、実務上は工事成績調書の評定点における指名停止期間を優先している。  |
|                                 | 委員  | 工事成績調書の評定点が関係するか否かで、要綱と実施要領との指名停止期間の扱いが異なり、評定点が関係する場合のみ実施要領の指名停止期間が使われているということか。   |
|                                 | 事務局 | 規程の構成の上からは判りにくいですが、その通りである。  |
|                                 | 委員  | 今の説明では、やはり基となる指名停止要綱第2条を受けての措置とすべきではないか。実施要領に定める指名停止期間で措置したいのであれば、要綱そのものに定める停止期間の中で実施要領が運用される方が良いと考える。   |
|                                 | 事務局 | ご指摘の点を踏まえて今後検討して参りたい。  |
|                                 | 委員  | この質疑における要綱と実施要領の関係については、改めて検討、整理し次回の本委員会で報告して頂くことで良いか。   |
|                                 | 事務局 | 承りました。   |
| 指名停止の期間について                     | 委員  | No.2 の案件について、指名停止要綱の措置要件第16号に該当となっており、同号で定める指名停止期間は6ヶ月以上12ヶ月以下とあるが、その期間の幅の中で、停止期間を決める基準はあるのか。  |
|                                 | 事務局 | 指名停止の期間は、基本的に期間の幅の中で原則として短期とすることとしている。ただし、悪質性が高いなど、内容によっては期間を長めに決めることもある。  |

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる117件の工事のうち、蘆立委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10件を報告。(詳細は資料 P. 25 参照)

2) 委員会により，1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆特例政令適用一般競争入札

①名取川左岸幹線・長町準幹線工事1（蘆立委員抽出）

◆制限付き一般競争入札

⑥愛宕橋ポンプ場耐震補強及び機械設備更新工事（蘆立委員抽出）

⑦管整 第30-53号 口径100・75 長町南四丁目地内配水管更新工事  
（高橋委員抽出）

⑧交通局本局庁舎非常用発電設備更新工事（蘆立委員抽出）

◆指名競争入札

⑨水管路災第30-76号 口径150 荒浜字新堀端・一里塚地内配水管(水管橋  
含)災害復旧工事（水野委員抽出）

◆随意契約

⑩葛岡工場火格子・耐火物等補修工事（金澤委員抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①名取川左岸幹線・長町準幹線工事1」について

| 論点等  | 発言者 | 発言内容   |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は，名取川の左岸幹線・長町準幹線の土木工事1である。工事概要としては，ミニシールド工，推進工，開削工，人孔工，立抗工，付帯工及び仮設工等の土木工事一式である。</p> <p>入札方式は，特例政令適用一般競争入札で総合評価方式簡易型Ⅱ型適用とした。本事案は，3社による共同企業体の土木工事である。</p> <p>工事の履行能力を確認するため，工事の内容を踏まえて，代表者の入札参加資格は建設業許可の区分を「特定」，所在地要件は，特例政令適用案件であることを踏まえて「その他（なし）」，格付評点は，建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値1,200点以上，施工実績としては，元請として平成15年以降に完成した国又は地方公共団体発注のミニシールド工法又はシールド工法による土木工事（共同企業体の場合は，出資比率が40%以上のものに限る。）としたほか，配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>また，代表者以外構成員1及び代表者以外構成員2の入札参加資格について，建設業許可の区分を「特定」，所在地要件は，特例政令適用案件であることを踏まえて「その他（なし）」，格付評点は，代表者以外の構成員1と構成</p> |

|                      |     |   |
|----------------------|-----|---|
|                      |     | <p>員 2 では異なり，建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が代表者以外の構成員 1 は 1,000 点以上，代表者以外の構成員 2 は 850 点以上である。施工実績としては，元請として平成 15 年以降に完成した国又は地方公共団体発注の下水道管布設工事（共同企業体の場合は，代表者以外の構成員としての実績も可とする。）としたほか，配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 3 共同企業体で，3 共同企業体による郵便入札を実施した。開札の結果，辞退した 1 共同企業体を除く 2 共同企業体の中で，評価値の高い佐藤工業・仙建工業・皆成建設共同企業体を落札候補者とした。今回の案件では，3 共同企業体全てが調査基準価格を下回っており，うち特別重点調査適用基準額を下回った入札でその後に辞退した 1 共同企業体を除く，2 共同企業体に対してヒアリングを含めた調査を行った。その結果，2 共同企業体とも適正な履行がなされないおそれはないと判断し，技術資料等の審査を経て，後日開催の総合評価委員会において，上記落札候補者を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P. 26～30 及び P. 62 参照）</p> |
| 特別重点調査適用基準額について      | 委員  | <p>本事案では，特別重点調査適用基準額が設定されているが，これは一般競争入札の失格基準価格とは異なり，この価格を下回っても失格にはならないということか。</p>   |
|                      | 事務局 | <p>その通りである。</p>   |
|                      | 委員  | <p>適切か否かの更なる調査が必要な基準額という理解で良いか。</p>   |
|                      | 事務局 | <p>その通りである。</p>   |
| 調査基準価格を下回った場合の扱いについて | 委員  | <p>調査基準価格を下回った場合には，ヒアリングによる調査を行うということか。</p>   |
|                      | 事務局 | <p>調査基準価格を下回れば，低入札調査の対象となる。また，それ以外に特別重点調査適用基準額として，純工事費，現場管理費，一般管理費等の価格をそれぞれ定めている。各費目の中の一項目でも下回れば，重点調査の対象として，更に詳しい資料の提出を求め，詳細なヒアリングによる厳しい調査が行われる。</p>  |
|                      | 委員  | <p>本事案では，失格の基準となる価格は定めないということか。</p>   |
|                      | 事務局 | <p>その通りである。WTOの対象となる案件では，失格という評価は付けられないことと定められている。WTO案件では，あくまで適正な調査により，落札者を決めることになっている。</p> <p>特別重点調査では，一般的な入札で行われている調査基準価格よりも詳細な資料の提出を求め，より厳しい確認と調査が行われる。本事案でも厳しい</p>  |

|                      |     |   |
|----------------------|-----|---|
|                      |     | 調査の前提となる詳しい調査資料の提出を求められた業者が辞退に至っている。  |
|                      | 委員  | 本事案では、工事の総額規模が大きいこともあり、予定価格と落札価格との価格差が大きい。特例政令適用の一般競争入札は、制限付き一般競争入札とは予定価格の設定の仕方が違うのか。   |
|                      | 事務局 | 予定価格の積算方法に違いはない。<br>予定価格と入札価格の価格差の原因を探るために、ヒアリング等の調査を行い、資材の調達価格の状況などを確認している。  |
| 共同企業体の場合の評価の基準について   | 委員  | 共同企業体の場合の評価とは何を基準に評価しているのか。   |
|                      | 事務局 | 簡易な施工計画を求めており、工事の特性に合わせた評価項目を設定している。具体的には、施工条件が厳しい中で、仮に自然災害、増水が発生した時の安全対策、また、街中の交通量が多い工事において、一般通行を円滑に行う方法などの技術提案を求めている。<br>入札参加業者の工事の実行計画に関して、実現性などの観点から評価、点数化し、総合評価に反映させている。<br>特例政令適用の一般競争入札では、外国企業の参入も想定しており、地元要件が除かれている。そのため、WTO 適用額未満の工事と比べると、評価項目が少なく、簡易な施工計画の配点を高めている。 |
| 総合評価調書の評価項目及び評価点について | 委員  | P. 30 の総合評価調書の中で、簡易な施工計画としての評価項目があるが、これは 20 点満点の中で細かく評点が決まっているのか、あるいは複数の評価点があってその平均値なのか。  |
|                      | 事務局 | 評価基準の内容は細かく決まっており、重視する度合いによって配点化している。   |
|                      | 委員  | 評価調書の中の配置技術者の能力についての評価項目で、「c 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」欄の(1)と(2)の違いは何か。   |
|                      | 事務局 | (1) は、施工延長距離を評価の基準としており、1.2km 以上の実績があれば 3 点、950m 以上 1.2km 未満が 2 点、650m 以上 950m 未満が 1 点である。<br>(2) は、同種の工事実績における役割として、配置予定技術者が監理技術者であった場合 2 点、主任技術者の場合 1 点、実績なしの場合 0 点である。   |
|                      | 委員  | この評価項目は代表者のみが対象なのか。   |
|                      | 事務局 | 代表者となる業者が対象である。   |
|                      | 委員  | 企業の社会性における「d 環境管理システムの認証取得等の状況」の評価点の対象は代表者のみか。  |

|                                   |     |  |
|-----------------------------------|-----|--|
|                                   | 事務局 | 代表者のみである。  |
| SAFETY<br>の優良表彰<br>歴などの扱<br>いについて | 委員  | WTO案件では、地元が有利になる評価要件は除かれているとのことだが、実際の技術力の評価では、例えば SAFETY 等の優良表彰歴なども対象にしているのは何故か。   |
|                                   | 事務局 | 入札への参加にあたっては、経営事項審査の総合評定値等の技術上の評点が条件を満たしていれば、国内外を問わず、広く参加可能としている。落札企業を決めるにあたっては、工事の実現性を確認するために、総合評価において技術力の内容を細かく評価している。<br>ただし、国内企業以外が点数を得ることが不可能な種類の評価項目は総合評価からは外している。 |
| SAFETY<br>以外の表彰<br>の扱いにつ<br>いて    | 委員  | SAFETY の優良表彰歴なども評価点に含まれるとのことだが、他の国内での表彰も評価点の加点要素になるのか。   |
|                                   | 事務局 | SAFETY に類する取組みは、国内各地域ブロック単位で行われており、同様に評価点として扱われる。  |
| 海外の施工<br>実績の扱い<br>について            | 委員  | 海外での施工実績は、評価点の対象ではないのか。  |
|                                   | 事務局 | 国や地方公共団体が発注した、施工場所が海外での施工実績については評価対象となる。   |
| 本事案に続<br>く工事につ<br>いて              | 委員  | この事案は、工事名に1が付いているが、2、3と続くということか。また、その場合はWTO案件の対象になるのか。   |
|                                   | 事務局 | この事案に続く工事は予定されているが、WTO案件になるかは事業の規模、特にシールドの長さによって変わってくるので、現時点では判らない。  |
| シールド工<br>法の制約に<br>ついて             | 委員  | シールドの長さは、施工場所の制約で変更できないのか。例えば、シールドの長さを短く分けることはできないのか。  |
|                                   | 事務局 | 下水管の布設工事なので、基本的にはシールドを途中で区切ることは難しい。  |
|                                   | 委員  | WTO案件にならない範囲内で、工事を分けることはできないのか。WTO案件でなければ、地元業者も利益の見込める入札になるのではないかということから関心がある。   |
|                                   | 事務局 | 下水道管のシールド工法の工事では、立坑という機械を入れる場所を地上に設けることが必須である。それが可能な場所は、市街地などではかなり限られる。<br>従って、施工地域毎に施工条件が変わるのが実状である。今回予定されている工事区域では距離を細かく区切る工事はできない。                                    |

「⑥愛宕橋ポンプ場耐震補強及び機械設備更新工事」について



| 論点等                        | 発言者       | 発言内容   |
|----------------------------|-----------|--|
| 事案説明                       | 事務局       | <p>本工事は、愛宕橋ポンプ場の耐震補強及び機械設備の更新工事である。工事概要としては、耐震診断結果に基づく、耐震補強工事一式、機械設備更新工事一式及び耐震補強工事に伴う機械電気設備仮設工事一式などの更新工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型Ⅰ型（プラント型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に営業所を有すること、格付評点は、工事規模等から水処理施設工事又はその他機械器具設置工事の格付評点が 800 点以上、施工実績としては、元請として平成 15 年以降に完成した公共下水道、流域下水道又は都市下水路の処理場又はポンプ場の機械設備の新設又は更新工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 1 社で、電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため、(株)守谷商会東北支店を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会の審議結果により、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 45～48 及び P. 67 参照)</p> |
| 人気薄工事となる理由について             | 委員<br>事務局 | <p>この工事は、あまり人気のない工事なのか。</p> <p>耐震補強工事ということで、工事工程は一般的な工事よりも手間が掛かることもあり、人気薄の部類の工事である。特に、機械設備工事と土木工事という異なる種類の工事を同時に行う必要があることから管理が複雑になる。</p> <p>具体的には、工事を受注した機械設備業者が、土木工事業者を下請けとして活用して行うものである。従って、受注業者が自社だけで工事全体を完結することができない点も人気薄の要因になったと考えている。</p>  |
| 失格の基準となる点数について             | 委員<br>事務局 | <p>この事案は、総合評価方式で評価値を算出する案件であるが、評価値の判定において、失格の基準となる点数はあるのか。</p> <p>失格の基準となる点数はない。</p>   |
| 入札参加者が 1 社の時に行う総合評価の意義について | 委員<br>事務局 | <p>入札参加者が 1 社しかない場合には、評価値自体が意味を持たなくなり、総合評価を行う必要性もないのではないかと。</p> <p>発注側としては、あくまで複数の入札参加者がいることを前提として入札方式を決めている。これは、適正な価格競争及び優れた技術提案に期待してのことであり、総合評価方式の利点である。</p>   |

|                           |     |  |
|---------------------------|-----|--|
|                           |     | <p>一方で、本事案のような人気薄で、入札参加が少ない工事もあるが、これは入札参加が少ないと見込んだものではなく、「結果」として受け止めるしかない。そのような状況でも、技術力等も厳格に審査させて頂くことを広く周知することには意味がある。これにより、総合評価方式への信頼性を担保し、高めることになると考えるからである。</p>   |
| 入札参加資格を持つ業者数について          | 委員  | 入札参加資格を満たす会社は何社位あるのか。  |
|                           | 事務局 | <p>対象となる名簿登載種目の格付け評点のみで言えば100社以上ある。</p> <p>ただし、機械器具設置工事は範囲が広く、それぞれの得意分野を踏まえての入札参加になるものであり、かなり限定されるのが実状である。</p>   |
| 総合評価の評価値が適切であることが示す意味について | 委員  | P. 48 の総合評価調書の「3. 落札者の決定」にある「評価値は適切である」の記載とは、判定した評価値の点数が適切だということか、あるいは工事の施工能力としての技術力まで含めて適切だという意味なのか。  |
|                           | 事務局 | <p>総合評価の結果として得られた評価値は、評価項目の中身を審査した上で適正であることを確認しているという意味である。</p> <p>施工業者が持つ実際の施工能力については、提出書類及び過去の施工実績によって確認できる。あくまで、提出資料から各業者の技術力を審査し、落札相当の施工能力を持つかを確認している。</p>   |
| 技術能力のチェックについて             | 委員  | <p>先程の説明では、参加資格の格付け評点を持つ業者数は100社以上あるが、得意分野ではない業者は中々入札に参加しないとのことだった。</p> <p>仮に格付け評点では入札参加資格があるが、本来の得意分野ではない業者が、先行する同種工事の入札参加状況を見て、ライバルが少ないことを狙い入札に参加する可能性がある。この場合の技術面の能力チェックがどのように行われるのかが知りたい。</p> <p>得意分野ではない工事を落札した業者が施工することにより、結果的に粗雑工事を招く心配があるからである。そのような懸念を払拭するような技術力の審査は、どの段階でどのように行われているのか。</p> <p>特に、評価値を算出する段階で、その点を確認できているのか知りたい。</p> |
|                           | 事務局 | <p>まず、入札参加資格としての格付け評点と実際の施工実績により、入札参加資格を設定している。それに適合する入札参加業者の中で、総合評価における評価値の高い業者を選定する仕組みである。</p> <p>能力の高い優秀な業者を選定することは重要ではあるが、あまりに入札参加資格を厳しくしてしまうと同種の工事に新しい業者が挑戦し辛くなるという弊害がある。</p> <p>新たな参入業者も含めた選択に幅のある入札でなければ、同種の工事はいつも狭い範囲の同じ業者のみとなる。これでは新たな業者が育たないばかりか、今後の入札における不調の増加要因ともなり兼ねないことから気に掛け</p>  |

|  |  |            |
|--|--|------------|
|  |  | ているところである。 |
|--|--|------------|

「⑦管整 第 30-53 号 口径 100・75 耗 長町南四丁目地内配水管更新工事」について

| 論点等                   | 発言者 | 発言内容  |
|-----------------------|-----|---|
| 事案説明                  | 事務局 | <p>本工事は、長町南四丁目地内の配水管の更新工事である。工事概要は、長町南四丁目地内に配置されている硬質塩化ビニル管を、ダクタイル鋳鉄管に更新するものである。硬質塩化ビニル管は、耐震性に劣り、経年劣化に伴う漏水が多発しているため、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型 I 型（配管工事）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に本店を有すること、格付評点は、工事規模等から水処理施設工事の格付評点が 750 点以上、施工実績としては、元請として平成 15 年以降に完成した上水道送配水管布設工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 1 社で、電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため、仙台ガス水道工業㈱を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、技術事項審査委員会における審査の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>（詳細は資料 P. 49～52 及び P. 68 参照）</p> |
| 入札参加資格者数及び人気がない理由について | 委員  | 入札参加資格を持つ業者数は何社か。また、本事案の人気がなかったのは何故か。   |
|                       | 事務局 | 入札参加資格に該当する業者は 53 社である。人気がない理由として考えられるのは、該当工事路線には病院があり、騒音等に特別な注意を要する点及び水路の横断を要する工事箇所が数カ所ある点である。   |
| 工期及び配置技術者の手配からの影響について | 委員  | 工期が年度末に設定されているが、年度末の工事は、配置技術者の手配が難しいとよく聞く。予め年度末の工事として予定されていたものか。  |
|                       | 事務局 | 当初より、年度末の工期を予定していた事案である。  |
| 工期変更による入札参加者の増加について   | 委員  | 工事の時期を変えることで、入札参加者を増やすことができたのではないか。   |
|                       | 事務局 | 明確には言えないが、ご指摘の点は有るかも知れない。   |

|                               |     |  |
|-------------------------------|-----|--|
| 入札参加者が少ない工種特性について             | 委員  | 類似の工事で工期が異なる事案も過去にはあったと思うが、その時も入札参加者が少ない部類の工事だったのか。  |
|                               | 事務局 | 一概には言えないが、傾向としては人気薄工種の部類である。   |
|                               | 委員  | それは、工事の難易度が高いためなのか、あるいは費用対効果の面で魅力がないということか。  |
|                               | 事務局 | 一般的な工事に比べて手間が多く掛かる工事であり、後者の費用対効果の面で人気がないものと考えている。  |
|                               | 委員  | ここまでの質疑に関して、P. 14 の発注工事一覧表からは、同種の殆どの工事案件が、入札参加申請者数が1社しかなく、入札の競争性が低いと感じる。同種の多くの工事への入札参加が難しいとすれば、逆に喜んで入札参加したくなる事案が稀にあった時に入札参加が集中しないかも気に掛かる。                    |
|                               | 事務局 | 一般的に、年度末の時期の配置技術者の手配の問題がある。また、難易度が高い工事が多いため、発注側は事前設計などの準備に手間が掛かることから、工事が年度末に集中する傾向が、業者の入札参加にも影響しているのではとも考えている。   |
| 更新工事の増加が予想される中で長期計画を含めた対応について | 委員  | 配管工事の人気がない中で、経年劣化による漏水等も多発することで、同じような問題が頻出しないかと心配である。<br>これだけ同種の工事が不人気では、不慮の事態も含めて十分な対応が可能なのか。経年劣化への長期的な更新計画はどうなっているのか。                                      |
|                               | 事務局 | これから、多くの配水管の更新が必要となる時期に差し掛かる状況にあり、委員のご指摘は、今後の大きな課題であり、長期的な視点で対応を考えているところである。<br>勿論、入札に十分な競争原理を働かせる必要もあるが、更に根本的な課題であると認識し、これから必要とされる更新工事の増加への対策を検討しているところである。 |

「⑧交通局本局庁舎非常用発電設備更新工事」について

| 論点等  | 発言者 | 発言内容   |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、交通局本局庁舎の非常用発電設備の更新工事である。工事概要は、交通局本局庁舎の非常用発電設備及び付帯機器等を更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型（建築設備型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定及び一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に営業所を有すること、格付評点は、工事</p> |

|                        |     |   |
|------------------------|-----|---|
|                        |     | <p>規模等から電気設備工事の格付評点が 850 点以上、施工実績としては、元請として平成 20 年以降に完成した非常用発電設備の新設もしくは更新を含む設備工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 3 社で、3 社による郵便入札を実施した。開札の結果、1 社は無効となり、総額判断基準価格を下回った入札が 2 社で、うち 1 社は失格基準価格も下回っていた。残った 1 社である富士電機(株)東北支社を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会における審議の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 53～56 及び P. 69 参照)</p> |
| 評価項目の再評価が必要と判明する場面について | 委員  | <p>P. 56 総合評価調書の「5. 入札参加者ごとの評価点一覧」において、配置予定技術者の能力に関してキ～ケの評価項目が再評価とされている。その内容の説明として、評価値申告書作成時の評価対象技術者が、技術資料等提出時に変更になったため、評価が変わったものとされている。</p> <p>この時、変更が生じたことが判明するのは、入札参加者からの申告によってか、あるいは、技術資料等の審査の時か。</p>   |
|                        | 事務局 | <p>この事案では、変更による誤りが生じたことに気付いた落札候補者からの報告があったことにより判明したもので、資料の再提出に至ったものである。</p>   |
|                        | 委員  | <p>このような変更は、入札参加者からの告知によってしか判らないものなのか。</p>  |
|                        | 事務局 | <p>実績を含めた配置技術者の能力面の条件があり、総合評価の提出資料で条件に適合するか否かを確認することになっており、変更は判るようにはなっている。</p> <p>本事案では、配置技術者について、業者自らが勘違いしていたことの気付きの報告を受けて再度の資料提出を求めたものである。</p>  |
| 評価値の再評価による影響への扱いについて   | 委員  | <p>資料の再提出に関して、「2. 総合評価の結果」として、落札候補者の再評価前の評価値が (2.11679)、再評価後が (2.05320) となっている。</p> <p>これを受けて、「3. 落札者の決定」では再評価を行った結果、影響が「軽微」なものとした訳だが、「軽微」とは、どのようなレベルを言うのか。</p>   |
|                        | 事務局 | <p>判断の基準となる数値が、定められている訳ではない。ただし、提出された資料の誤りが、故意・悪意が有ったものか否かは重く見ている。</p> <p>単なる勘違いが原因で、悪意がない中で生じた再評価による結果であれば、次点の業者との点数差が、落札者決定に影響しない程度であれば、「軽微」なものとして捉えているところである。</p>  |
| 故意、悪質な要因によって再評価        | 委員  | <p>再評価が、故意による悪質な要因によってなされた場合は、そこで得られた評価値が、次点の入札参加者より高い場合は落札候補を外されることもあ</p>  |

|               |     |  |
|---------------|-----|--|
| となった場合の扱いについて |     | るのか。制度面としてはどうか。  |
|               | 事務局 | <p>明らかに悪意を持って誤った資料を提出したことが判明すれば、厳しい対応を検討せざるを得ないが、幸いにも今までそのようなことは起きていない。</p> <p>時折見られるのは、必要とされる条件を勘違いしたか又は配置を予定していた技術者の手配が、急に付かなくなるようなケースである。</p> <p>仮に、資料の誤りが、完全に悪意によって故意になされたと判断される場合は、然るべき対応となることも有り得るとは考えている。</p> |

「㊤水管路災第 30-76 号 口径 150 耗荒浜字新堀端・一里塚地内配水管(水管橋含)災害復旧工事」  
について

| 論点等                | 発言者 | 発言内容  |
|--------------------|-----|---|
| 事案説明               | 事務局 | <p>本工事は、荒浜字新堀端・一里塚地内の水管橋を含む配水管の災害復旧工事である。工事概要は、建設局発注の道路改良工事に合わせて、既設の配水管を耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に更新する工事である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。入札方式の決定にあたっては、当初、制限付き一般競争入札として、市内本店、水処理施設工事の格付評点 750 点以上を入札参加条件として公告したが、入札参加者がなく中止となった。</p> <p>本案件は、本市が別途発注した道路改築工事の工区内における水道管布設及び既設管撤去工事であり、当該工事の担当課からの早期実施の要請を受けて、早急な対応を要するとの判断から指名競争入札としたものである。</p> <p>指名業者数は 11 社で、指名業者の選定にあたっては、技術的水準等を勘案し、「仙台市水道局契約業者指名基準」に基づき、市内に本店を有する工事業者の中から選定したものである。</p> <p>入札の結果、指名業者 11 社のうち 7 社が辞退し、1 社が予定価格を超えており、残る 3 社は全て総額判断基準価格を上回る中で、最も低い入札金額の中央管工業㈱を落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P. 57～59 及び P. 70 参照)</p> |
| 入札方式変更後の予定価格について   | 委員  | この工事は、当初制限付き一般競争入札として公告したとのことだが、指名競争入札に変更しても予定価格は変わらないのか。   |
|                    | 事務局 | 予定価格は変わらない。   |
| 入札方式変更による結果の違いについて | 委員  | 入札参加者がなかった案件が、入札方式を変更しただけで、3 社もの入札参加があったとのことだが、どうしてそのような違いが出てくるのか。  |
|                    | 事務局 | 道路改良工事に合わせての配水管工事ということもあり、不人気となった案件ではあるが、指名して入札参加を要請することにより、入札参加者が出てきたものである。  |

|                             |     |   |
|-----------------------------|-----|---|
| 指名競争入札への参加により業者が得るにメリットについて | 委員  | 指名競争入札に参加することにより、なにか業者にとって得になることはあるのか。  |
|                             | 事務局 | 特にはない。  |
|                             | 委員  | 例えば、今後行われる総合評価方式の制限付き一般競争入札の評価値の加点対象になる。というようなことはないか。   |
|                             | 事務局 | ご指摘のような点を含めて、特段なものもない。  |
| 災害復旧工事という観点からの早急な対応について     | 委員  | 先程、建設局からの早期実施の要請を受けて早急に対応する必要のある案件との説明があったが、この案件は工事名に「配水管災害復旧工事」とある。そもそも、災害復旧の観点から早急な対応が必要だったということではないのか。 |
|                             | 事務局 | 災害対応としては、仮設給水で対応しており、道路発注工事の発注を待つて早急な対応が必要となったものである。工事を実施する荒浜地区は、震災により居住者がなく、仮設給水での応急的な対応で十分な状況であった。      |
| 本来期待していた工事開始の時期について         | 委員  | 一般競争入札として平成30年11月27日に公告しているが、本来はその公告の入札で工事を開始したかったということか。   |
|                             | 事務局 | その通りである。結果としてその公告への入札参加者がなく、入札方式を指名競争入札に変更したものである。  |

「⑩葛岡工場火格子・耐火物等補修工事」について

| 論点等  | 発言者 | 発言内容  |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>本工事は、葛岡工場火格子及び耐火物等の補修工事である。</p> <p>工事概要は、葛岡工場の基幹設備であるごみ焼却炉内の火格子、耐火物等燃焼設備のごみ焼却への障害を防ぎ、設備の機能維持及び回復をはかる補修工事である。これにより、安定した焼却設備の稼働確保を目的とするものである。</p> <p>契約方式は特命による随意契約とした。随意契約とした理由は、この改修工事の対象である各設備は、設計施工プラント業者の独自技術で製作されたものである。そのため、交換する部品とその供給ルート及びメンテナンスは、関連する特許及びノウハウ等の付随的な内容を含めて当該業者のみが保有しているためである。また、プラントとして設備機器を相互にバランス良く稼働させるためには、同社の技術が不可欠である。</p> <p>更に、年間運転計画では、各施設の運転が滞ることがないように設定する必要があり、安全かつ確実な補修工事の指定期間内の実施が強く求められている。</p> <p>これらの事情に鑑み、本補修工事は、設計・施工プラント業者である日立</p> |

|                     |     |  |
|---------------------|-----|--|
|                     |     | <p>造船(株)東北支店以外が施工することは出来ないものと判断し、当該業者を選定したものである。</p> <p>なお、特命とする根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」である。因みに、落札率は98.63%である。</p> <p>(詳細は資料 P. 60～61 及び P. 71 参照)</p>  |
| 補修工事を行う頻度について       | 委員  | 向こう1年間のごみ焼却に支障をきたさないように補修等を行うもの、とのことだが、これは毎年工事が必要ということなのか。   |
|                     | 事務局 | 工事は毎年行っている。仙台市にはごみ焼却施設が3ヶ所あり、毎年それぞれ決まった時期に、計画的に補修工事によるメンテナンスを実施している。仙台市全体のごみ焼却に支障をきたさないようにしているものである。   |
| 設備の維持について           | 委員  | <p>新設後のごみ焼却炉の燃焼設備は、補修工事によって何年ぐらい設備を維持しているものなのか。</p> <p>随意契約による補修工事が毎年必要なのであれば、ランニングコストの総額も相当な金額になるのではないか。</p>  |
|                     | 事務局 | <p>ごみ焼却炉の燃焼設備は、概ね30年使用している。補修工事により毎年部品交換を要するものや、毎年メンテナンスを要する設備箇所、予め決まった年数で交換を要する部品など細かな補修対応が不可欠である。</p> <p>補修工事の費用は、施設を維持するためには欠かせないものであり、この補修工事に対応可能な業者は1社しかないため、随意契約とせざるを得ない。</p>  |
| メンテナンスを含めた設備の選択について | 委員  | メンテナンスが必要なことは理解しているが、新たにごみ焼却炉の燃焼設備を発注する際には、導入設備の選択にあたり補修に使用する部品の費用など、消耗品のランニングコストの検討も行った上で決めているのか。   |
|                     | 事務局 | <p>設備を新たに導入する際の施工業者の選定にあたっては、プラントの単純な設備価格だけで決めている訳ではない。プロポーザルや総合評価において事業者からの提案を受け比較が行われる中で、当然、交換を要する消耗部品などのメンテナンス費用も含まれている。</p> <p>なお、ごみ焼却炉関連の設備は、本市からの要求性能に応じての特注とすることで、必要とされる稼働対応力を保っているものである。</p> <p>(注記：後日調査したところ、総合評価制度は平成17年度より導入されており、現存する松森・今泉・葛岡の3工場については制度導入前の入札のため、価格競争による施工業者選定であった。現在は、プロポーザルや総合評価により、ランニングコスト等も含めた上での施工業者選定が行われている。)</p> |



|             |     |  |
|-------------|-----|--|
| 設備の導入費用について | 委員  | 葛岡工場新設時の導入費用はいくらか。   |
|             | 事務局 | 概ね、200～300億円である。ごみ焼却炉の燃焼設備は、高温高火力による稼働が必須であり、設備の劣化が早い。そのため、設備に支障なく稼働を継続していく上で、経費は掛かっても毎年補修工事のメンテナンスに注力するのは当然のことと捉えている。 |
| 見積り手続きについて  | 委員  | 見積通知が出てから見積合せまでの期間が一般的な入札よりも長い気がするが、これはどうしてか。  |
|             | 事務局 | 設計金額の規模により、積算に要する日数が予め決まっているためである。   |
|             | 委員  | 随意契約であってもその対象ということか。   |
|             | 事務局 | その通りである。工事の日程及び契約方式の違いに関わらず、設計金額が大きくなればなるほど、適正な積算に要する日数も必要になるとの想定によるものである。   |

#### 「全体を通しての質疑」について

| 論点等           | 発言者 | 発言内容   |
|---------------|-----|--|
| 予定価格の表記について   | 委員  | 本委員会の会議資料の発注工事一覧表では、予定価格は税込であるが、入札経過表での予定価格が税抜表記なのは何故か。  |
|               | 事務局 | 入札時の入札価格は、契約を希望する価格から消費税相当額分を除くが、契約時には消費税相当額を加えた税込み価格で契約している。<br>また、公表する際には、税抜価格としているが、業者の中には免税業者も含まれるためである。 |
| 消費税率変更の影響について | 委員  | WTO案件などにおいて、消費税率が今後変更になることの影響はないのか。  |
|               | 事務局 | 消費税率変更による基準額への影響はない。ただし、適用対象となる場合の本体価格のラインは下がる。<br>なお、WTO案件の適用基準額が変わるのは2年に1度である。                             |

#### 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は金澤委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和元年11月8日（金）10時からの予定である。

#### 7 閉会